

(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る
計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、関西電力株式会社が、大分県大分市及び臼杵市において、最大で総出力32,000kWの風力発電所を設置するものである。本事業は、再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施に伴い、これらの鳥類への影響が懸念される。

また、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定等

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による風力発電所が環境影響評価手続中であることから、累積的な影響が懸念される。このため、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

(3) 事業計画の見直し

2.(1)(2)及び(3)により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求

められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、サシバ等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や渡り経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な影響を回避するよう、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、影響を評価し、反映すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月環境省自然環境局野生生物課)等を踏まえて行うこと。

(4) 景観に対する影響

事業実施想定区域内には、主要な眺望点である樅の木山山頂が位置しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向、水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。また、予測及び評価に当たっては、専門家等からの助言に加え管理者、利用者及び関係自治体等の意見を踏まえること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域内には、樅の木山セラピーロード等が存在し、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音等、風車の影、景観変化等により、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、樅の木山セラピーロード等の人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避すること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の関係自治体、利用者及び地域住民等からの意見を踏まえて、その状態及び利用の状況に関する調査及び予測を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、風力発電設備等からの離隔距離を確保すること等により、影響を回避又は極力低減すること。

樅の木山セラピーロード：大分市が推奨している健康の維持・増進やリラックス効果の発揮を目的とした樅の木山山頂に向かうハイキングコース。